

平成 29 年 11 月 1 日付約款改訂・補足説明

平成 29 年 11 月 1 日付改訂のうち中途解約に関する変更について補足致します。

供給開始日から起算して 1 年未満の解約について、平成 29 年 8 月 1 日実施電力需給約款（以下「旧約款」と言います。）においては、解約希望日の 3 カ月前までの書面による意思表示はお願いしておりませんでした。平成 29 年 11 月 1 日付電力需給約款改訂により、供給開始日から起算して 1 年未満の解約についても解約希望日の 3 カ月前までの書面による意思表示を要するものとする変更を行いました。なお、解約に際しお支払い頂く契約期間残余期間の料金相当の違約金の算式の内容は変更するものではありません。

供給開始日から起算して 1 年経過後の解約について、旧約款においては、解約希望日の 3 カ月前までの書面による意思表示を頂くことを条件としておりました。平成 29 年 11 月 1 日付電力需給約款改訂により、平成 29 年 11 月 1 日以降に契約期間が延長された契約については、当該契約期間が延長された日以降、契約期間が延長された日から起算し 1 年未満の解約については、3 カ月前の書面による意思表示に加え、供給開始日から 1 年未満の解約の場合と同じく、更新後の契約期間残余期間の料金相当の違約金の支払いが条件となります。

約款の改訂前後における書面による意思表示・違約金の支払いの要否に係る適用を図示すると以下の通りです。

平成 29 年 8 月 1 日実施電力需給約款（旧約款）

	供給開始日から起算して 1 年未満の解約	供給開始日 1 年経過後の解約
3 カ月前までの書面による 意思表示	×	○
残余期間料金相当の違約金	○	×

平成 29 年 11 月 1 日実施電力需給約款（改訂後約款）

	供給開始日から起算して 1 年未満の解約	供給開始日 1 年経過後の解約
3 カ月前までの書面による 意思表示	○	○
残余期間料金相当の違約金	○	○

※残余期間料金相当額…平成 29 年 11 月 1 日実施電力需給約款第 34 条規定の算式に基づく違約金。